

刑企甲達第85号
会甲達第17号
生企甲達第92号
交企甲達第77号
公甲達第60号
平成22年10月5日

部課署長 殿

主	00	01	10	160	10年
他	平成22年12月31日まで保存				

石川県警察本部長

捜査特別報奨金取扱要綱の制定について（通達）

対号 平成19年4月5日付け刑企甲達第32号、会甲達第4号「捜査特別報奨金取扱要綱の制定について（通達）」

警察庁においては、平成19年4月から捜査特別報奨金制度を導入してきたところであるが、今般、制度のより適正かつ効率的な運用を図ることを目的として、別添のとおり「捜査特別報奨金取扱要綱」を制定し、平成22年9月27日から同要綱に基づく運用を開始することとなったので、各所属にあつては、同制度の周知を図るとともに、積極的な活用に努められたい。

なお、対号は廃止する。

別添等は省略